

# 「熱中症特別警戒アラート」を活用しましょう！！

これまで運用されてきた「熱中症警戒アラート」に加え、気温が特に著しく高くなり熱中症による人の健康に対する重大な被害が生じるおそれがある場合に「熱中症特別警戒アラート」が発表されます。

具体的には、県内の全ての暑さ指数情報提供地点において暑さ指数(WBGT)35以上となる時などが該当します。

「環境省公式 LINE」を友達追加することで、熱中症警戒アラートの情報を受け取ることができます。

「熱中症警戒アラート」は  
環境省の公式 LINE で  
確認できます。

友達追加はこちら →



「環境省公式 LINE」QRコード

## アラート発表時には・・・

- ☑ こまめな休憩や水分補給・塩分補給
- ☑ 室内等のエアコン等により涼しい環境にて過ごす
- ☑ 身近な場所での暑さ指数を確認した上で、涼しい環境以外では、原則運動は行わない等の対策の徹底
- ☑ 熱中症にかかりやすい「熱中症弱者※」は、自ら積極的に対策を徹底し、周囲の方も熱中症弱者への声かけを徹底

※「熱中症弱者」・・・高齢者、乳幼児、からだに障害がある人など

詳しくは、「熱中症予防情報サイト（環境省）」(<https://www.wbgt.env.go.jp/>)をご覧ください。

